

「大逆事件再審請求」で提出された新証拠（第一号～第四四号）

メタデータ	言語: ja 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2023-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山泉,進 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/0002000148">http://hdl.handle.net/10291/0002000148</a>

# 「大逆事件再審請求」で提出された新証拠 (第一号～第四四号)

山 泉 進

## まえがき

「大逆事件」は、1910（明治43）年5月25日長野県において宮下太吉らが爆発物取締罰則違反として逮捕され、6月1日には幸徳秋水を首謀者とす  
る刑法第七三条の大逆罪（皇室危害罪）へと切り替えられ、最終的には二六  
名の社会主義者や無政府主義者が被告とされた事件である。翌1911年1月  
18日「一審ニシテ終審」である大審院において二四名に大逆罪が適用され  
死刑判決、二名に爆発物取締罰則違反で有期徒刑が出された。そして、死刑  
判決を受けた二四名のうち半数の一二名は翌日に恩赦により無期懲役に減  
刑、幸徳秋水や森近運平らを含む残りの一二名は一週間経たずして同月24  
日から25日にかけて東京監獄において絞首刑に処せられた。刑法第七三条  
は、「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ  
又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」という規定で、幸徳秋水らは天皇ま  
たは皇太子に対して「危害」を「加ヘントシタル者」、つまり陰謀や予備が  
あったものとして罰せられたのである。

「大逆事件」判決から50年を経過した1961（昭和36）年1月18日、死刑  
判決を受けたが無期懲役に減刑され、1934（昭和9）年11月3日に仮出獄  
が許されるまで、足かけ25年を秋田監獄と高知刑務所に服役した坂本清馬  
は、処刑された森近運平の妹・森近栄子とともに再審請求書を東京高等裁判

所に提出、事件が冤罪であったことを訴え、裁判のやり直し（再審）を求めた。担当の裁判長には長谷川成二、陪席判事は途中で異動があったが最終的には関重夫、上野敏、小川泉、金末和男の五名が当たった。担当検事は長谷太郎と平山長であった。弁護団は、当初は鈴木義男が代表したが、1963年8月28日の死亡後は森長英三郎が主任弁護人となり、松井康浩、斉藤一好、宮原守男、黒田寿男、森川金寿、海野晋吉、能勢克男、毛利与一が協力した。さらに再審請求を支援する市民組織として1960年2月に当時の日本社会党参議院議員であった坂本昭を事務局長として「大逆事件の真実をあきらかにする会」が結成され、「大逆事件」研究者であった神崎清、絲屋寿雄、塩田庄兵衛、吉岡金市、遠藤斌、大原慧、小松隆二らが加わり、無罪を証明するための「新証拠」を収集した。

再審請求の審理は、1963（昭和38）年9月13日、14日にわたる坂本清馬に対する尋問から始まり、荒畑寒村、築比地伸助、神崎清らを証人として尋問した。また翌年1月13日、14日には岡山県井原市に出張し、高屋での森近栄子らに対する尋問をおこなった。1964年12月28日、弁護人と検察官からの「意見書」が提出され、翌年1月29日の双方の意見陳述によって、再審請求の審理は一応終了した。この間、1月20日には、大内兵衛、我妻栄、宮沢俊義、大河内一男、南原繁の五名は、長谷川裁判長に宛てて再審を開始するよう要望書を提出した。しかし、東京高等裁判所は、同年12月10日、同月1日付で再審請求を棄却したことを公表した。

ところが、最終弁論がおこなわれた1965年1月29日には、上野判事は長野県に出張中であり、また長谷川裁判長は2月1日付で浦和地方裁判所に栄転で、2月1日午前中になされたとされる棄却決定に欠かすことができない「合議」がなされていないことが判明したこともあって、請求人と弁護団は、同年12月14日最高裁判所へ「特別抗告」をおこなった。他方では、1966（昭和41）年6月2日、弁護士九一名が長谷川裁判長を裁判官訴訟委員会に訴追した。同年9月20日最高裁判所の小法廷は大法廷への移管を決定、横田正

俊が裁判長、担当検事に平出禾が着任した。そして、翌1967（昭和42）年7月6日、最高裁判所大法廷は5日付で特別抗告を棄却する決定をおこなった。同年12月18日には、裁判官訴追委員会（中村梅吉委員長）も長谷川判事を不起訴処分にした。

以上が、「大逆事件再審請求」の概要であるが（補1）、裁判のやり直しを求める再審請求審理において最も重要な点は、確定された有罪判決を覆すことのできる新証拠を提出することであった。「大逆事件再審請求」には、旧刑事訴訟法（1922年5月5日公布）が適用されたが、その第四八五条「再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ有罪ノ言渡ヲ為シタル確定判決ニ対シテ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ為ニ之ヲ為スコトヲ得」と規定され、その第六号には「有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ対シテ無罪」を主張する場合には「明確ナル証拠ヲ新ニ発見シタル時」が必要とされるのである。この規定は、戦後の1949年1月1日から施行された現在の刑事訴訟法第四三五条六号にも引き継がれている。つまり、再審開始のためには「新規性」と「明確性」のある証拠が必要とされたのである。このために弁護団が提出した新証拠は合計一〇八点にのぼった。そのうち新聞記事三点（第七五号・第七六号・第七七号）は状況を説明するための資料として提出されたものであって、新証拠として提出されたものではないので、一〇五点が新証拠として提出されたことになる。これらの新資料は、「証拠」と「証拠説明書」として番号を付して裁判所に提出された。それは、1961年1月18日に提出された再審請求書に含まれる「証拠の目録」並に別冊の『証拠説明書』から始まり、1965年2月8日付の『第八追加証拠説明書』にいたることになる（補2）。

これら新証拠として提出された第一号から第一〇八号についての「証拠」と「証拠説明書」の全体は、近刊の『大逆事件再審請求資料集』（仮）に収録することが予定されていて、現在、編集作業をおこなっている状況にある。したがって、一〇八点にわたる新証拠についての具体的内容（「証拠」と無罪を証明するための説明（「証拠説明書」）についてはそちらに譲って、

ここでは紙数の制限もあるので、1961年1月18日に東京高等裁判所に最初に提出された第一号から第四四号までの新証拠について、以下の要領で整理しておきたい。

まず、新証拠の表記について言及しておく。というのも証拠の表記について、「証拠目録」と小冊子『証拠説明書』の表記とが異なる場合がある。「証拠目録」は、1961年1月18日に裁判所に提出された再審請求関係書類（一「再審請求書」、二「証拠目録及び説明書」、三「大審院判決書」、四「文書取寄の申立書」）のうち、第一の「再審請求書」のなかの「四」として収録されているものである。他方、『証拠説明書』は関係書類の第二番目に該当し、タイプ版の小冊子（B4二つ折り、五七頁）としてまとめられている。両者ともに、証拠名については簡単に表記されているにすぎない。ここでは、『証拠説明書』の表記を主とし、「証拠目録」で補うことにする。ただ、いずれにせよ、これらの新証拠についての表記は簡略化されているので、補足的な説明が必要とされる。以下、次の要領で「第一号」から「第四四号」までの新証拠について補足説明を加えておきたい。

- (1) は、『証拠説明書』に記載されている「第一号」から「第四四号」までの証拠表記についての、より詳しい統一的な表記である。たとえば、出版社や発行年月を追加したほか、単行書・雑誌・新聞名には『 』を付し、「年月日日」は西暦表記を基本とし、「月日」については「十月」→「一〇月」、「二十一日」→「二一日」に直したものである。また山泉によるコメントは、\*または〔 〕を付した。
- (2) は、裁判所に提出した形態で、原書、掲載雑誌、原本複写、タイプ版などがあるので、これを記した。これについては『証拠説明書』に簡単な記載があるので、それを参照にした。
- (3) は、森長英三郎所蔵資料での確認である。森長英三郎所蔵資料では、新証拠について二分冊の「証拠書類（一）（二）」としてまとめられている。その他に「証第 号」と付されたタイプ版の個別証拠

が存在する。ここに紹介する証拠資料は、すべて「証拠書類（一）」に収録されているものであるが、「第四五号」以下とも関係するので、ここでは、「森長証拠資料（一）」と表記しておく。

(4) は、証拠説明で、人名や収録文献などについて簡単なコメントを加えた。

(5) は、その後の証拠資料の刊行状況の説明で、改版、増補、新版などについて言及した。

## 一、 新証拠リスト（第一号～第一五号）

第一号 証第一号（内相時代篇（一）・証第二号（同上（二））

「原敬日記」(3) (4) 内相時代篇（一）(二) 昭和26年刊 乾元社刊 原圭一郎編

(1) 『原敬日記』第三巻・内相時代篇（一）、編者・原奎一郎、乾元社刊、1951年2月

\* 『証拠説明書』では、第一号と第二号を合わせて説明されているが、ここでは分離して掲載する。

(2) 本書〔乾元社版『原敬日記』〕提出

(3) 「森長証拠資料（一）」に収録。「証第一号 原敬日記 内相時代（一）」の記述のみ。

(4) 「原敬日記」は、「平民宰相」とよばれた原敬（1856～1921）の一九歳（明治8年）から六五歳（大正10年）にわたる日記で、和綴罫紙帖八三冊にまとめられている。現在は盛岡市原敬記念館に所蔵されている。養嗣子・原奎一郎によって原敬没後三〇周年を記念して、1950年4月から7月にかけて『朝日新聞』紙上でその内容が紹介された。その後、乾元社から『原敬日記』全九巻（一〇冊、1960年6月～1961年6月）として刊行された。原敬は第一次西園

寺内閣（1906年1月～1908年7月）で内務大臣に就任、「赤旗事件」を契機にして第二次桂太郎内閣に交代し、再び内務大臣に復帰するのは1911（明治44）年8月で、1912年12月まで務めた。「大逆事件」の時期にあたる第二次桂内閣では、平田東助が内務大臣の任にあった。『原敬日記』では、背表紙によれば第三巻（1906年12月～1910年2月4日）を内相時代篇（一）、第四巻（1910年2月5日～1911年12月24日）を内相時代篇（二）、第五巻（1911年12月25日～）を内相時代篇（三）としている。

『証拠説明書』では、「証拠」として『原敬日記』の明治43年6月23日・6月25日・6月27日・7月2日・7月14日の項を摘出し、「政治上より見た大逆事件のデッチ上げの過程を証明する史料」とする。

- (5) 改訂・増補版は、同じ原奎一郎編集のもとで、福村出版から全六巻（1965年3月～1967年4月）が出版された。原本第三一冊（1910年2月8日～5月7日）～原本第四七冊（1914年3月26日～5月25日）までが第三巻に収録され、「内務大臣」時代とされた。さらに、岩壁義光・広瀬順皓編による影印版『原敬日記』（全一七巻、北泉社、1998年3月～同年10月）が刊行され、第七巻（1998年3月）に原本の第三一冊（1910年2月5日～）から第三五冊（～1911年5月23日）までが収録されている。

第二号 同書、第四巻・内相時代篇（二）、編者原奎一郎、乾元社刊、1951年3月

- (1) 本書〔乾元社版『原敬日記』〕提出

\* 『証拠説明書』では、第一号と第二号を合わせて説明されているが、ここでは分離した。

- (2) 「森長証拠資料（一）」に収録。「証第二号 同 内相時代（二）」の記述のみ。

\* 「第一号」と同じ。

(3) (4) (5) 「第一号」に同じ。

第三号 宮内次官河村金五郎から山県有朋に宛てた手紙（明治44年1月17日付）

- (1) 河村金五郎より山県有朋宛書簡、1911（明治44）年1月17日付
- (2) 複写写真を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」では「証第三号」として、『公爵山県有朋伝』の背表紙、七六五～七六六頁、奥付の複写写真。
- (4) 『公爵山県有朋伝』（下巻、徳富蘇峰編述、1933年2月）

山県有朋（1838～1922）は1909年11月より死没する1922年2月まで枢密院議長、河村金五郎（1869～1941）は1908年4月より枢密院書記官長に就任、1910年4月からは宮内次官を兼務した。

『証拠説明書』では、『公爵山県有朋伝』（下巻、前掲、七六五～六六頁）に収録されている河村の山県宛書簡を「証拠」として提出し、「この書簡によつて、元老や首相桂が、判決に先立つてその内容を知つており、山県の差金で恩赦の準備があらかじめ整えられていることがわかる」とし、「大逆事件の裁判に、元老や内閣が介入して政治的に工作しており、司法権の独立が犯されていることを疑うに足る」とする。

- (5) 『公爵山県有朋伝』の復刻版（明治百年史叢書・第九〇巻、原書房、1969年2月）が刊行されている。後に『山県有朋関係文書』（第二巻、山川出版、2006年3月）、「河村金五郎」の項に収録される（一九～二一頁）。

第四号 司法省刑事局『日本社会主義運動史』（小山松吉講演速記）

- (1) 小山松吉述『日本社会主義運動史』（司法省刑事局思想部、仮綴冊



子、奥付なし〔1929（昭和4）年2月〕

- (2) 原本の複写写真と近代日本史料研究会のガリ版印刷の復刻版を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」では、『日本社会主義運動史』（司法省刑事局）の表紙写真、「写本別添」の添書きがある。
- (4) 小山松吉（1869～1948）は、神戸地裁検事正の時代に「大逆事件」の捜査にあたった。1924年検事総長、1932年司法大臣、1934年貴族院議員を務めた。本冊子の表紙に「昭和四年二月・日本社会主義運動史・司法省刑事部・秘」とあり、表紙裏に「本篇は、昭和三年九月思想掛検事会同の席上に於て為されたる小山検事総長の講演速記録にして、其の性質上取扱に注意を要すべきこと勿論なるも、徒に筐底に深く蔵するが如きは本旨とする所でない、可能なる範囲に於て広く利用せられむことを希望する」とある。目次は、一「緒言（欧州社会主義運動の概観）」、二「明治以前の社会主義的思想」、三「社会主義的思想の発生時代（明治初年より明治三十四年迄）」、四「社会主義運動の進展時代（明治三十五年より明治四十三年迄、イ赤旗事件・ロ大逆事件）」、五「社会主義者屏息時代（明治四十四年より大正七年迄）」、六「運動の復興（大正八年以後）」、七「日本共産党の検挙（大正十二年）」、八「結語（取調上注意すべき事項）」となっている。なお『日本社会主義運動史』は、近代日本史料研究会が1956年に「特別要視察人状勢一斑」（ガリ版刷）に収録して復刻している。

『証拠説明書』には、「起訴の事情」（原本五二～五三頁、五八～五九頁、六八頁）について、「当局が予断をもつて捜査にのぞみ、大逆罪を製造したのではないか、という疑いを抱かせるに足る資料」、「予断と偏見にみちて、無理な取調をしたことを証明」と指摘。「共同謀議」（原本七五頁）につき検事論告を否定。「司法権侵害の疑い」

（原本七六頁）とする。

- (5) 小山松吉の「大逆事件」についてのその他の著述としては、「幸徳一派の大逆犯・当時の主任検事として」（『東京朝日新聞』1928年8月25日号掲載）、後に「幸徳事件を処理して」と題して、東京朝日新聞政治部編『その頃を語る』（朝日新聞社、1928年10月）に収録、「国史回顧会に賛同の理由」（『国史回顧会紀要』（第一号、1929年10月号）で宮下太吉の取調べについて言及している。また「明治時代の社会主義運動に就て」（昭和13年10月 思想実務家会同講演集（其の二）、司法省刑事局、1939年3月）があり、後に「社会問題資料叢書第一集」（東洋文化社、1978年1月）として復刻されている。これには、「附録」として（一）「大逆事件に関する検事総長の声明」、（二）大逆事件判決、が付されている。

第五号 「平沼騏一郎回顧録」昭和30年8月 学陽書房刊

- (1) 平沼騏一郎述『平沼騏一郎回顧録』（同編纂委員会編纂・代表者小倉正恒、学陽書房、1955年8月）
- (2) 本書〔『平沼騏一郎回顧録』〕提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第五号」、「平沼騏一郎「回顧録」」の記述のみ。
- (4) 平沼騏一郎（1967～1952）は、「大逆事件」当時の大審院次席検事で司法省民刑局長を兼ねていた。1912年検事総長、1921年大審院長、1923年司法大臣、1936年枢密院議長、1939年内閣総理大臣を歴任する。『平沼騏一郎回顧録』は、写真類、機外会館談話録（第一回から第二十四回）、巢鴨獄中談話録（第一回～第十八回）、余録、年譜から構成される。そのうち機外会館談話録の第七回が「幸徳秋水の大逆事件」（五七～六三頁）に当てられ、「昭和一七年四月二一日」の日付が付されているので、戦前のこの時期になされた談話である

ことを知ることができる。

第六号 今村力三郎より石垣芳之助宛 昭和28年7月4日付書簡本文

- (1) 今村力三郎より石垣芳之助宛書簡、1953(昭和28)年7月4日付  
\* 『証拠説明書』にはこの項の記載がないので、タイトル表記は「証第六号」(タイプ版)による。
- (2) 写真提出、原本は石垣芳之助所持、「証第六号」(タイプ版・二頁)に「書簡本文」を掲載する。
- (3) 「森長証拠資料(一)」には、封筒の表裏と書簡本文の写真、それに「証第六号」(タイプ版・二頁)の書簡本文を収録する。
- (4) 今村力三郎(1866～1954)は、「大逆事件」弁護人の一人。人権派弁護士と知られ、戦後は専修大学総長に就任した。「第一一号」の『芻言』の項参照。

第七号 今村力三郎より崎久保誓一宛書簡、1953(昭和28)年7月30日付

- (1) 今村力三郎より崎久保誓一宛書簡、1953(昭和28)年7月30日付  
\* 『証拠説明書』にはこの項の記載がないので、タイトル表記は「証第七号」(タイプ版)による。
- (2) 複写写真を提出、原本は崎久保陸男所持。「証第七号」(タイプ版・一頁)に書簡本文を掲載。
- (3) 「森長証拠資料(一)」には、「証第七号」として封筒の表裏、書簡本文の原本複写(写真)、「証第七号」(タイプ版・一頁)を収録する。
- (4) 崎久保誓一(1885～1955)は、「大逆事件」で死刑判決をうけ、翌日無期懲役に減刑、秋田監獄に服役し1949年4月仮出獄した。1948年6月26日に復権した。「証第七号」(タイプ版)に「書簡本文」を掲載。

## 第八号 証明書

- (1) 鈴木義男作成、平沼録音に関する証明書、1961（昭和36）年1月10日  
\* 『証拠説明書』にはこの項の記載がないので、タイトル表記は「証第八号」（タイプ版）による。
- (2) 「証明書」原本を提出、「証第八号」（タイプ版・一頁）に「証明書」を掲載。
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第八号」（タイプ版・一頁）を収録する。
- (4) 「証第八号」（一頁分）に平沼騏一郎の録音をした検事名を特定した「証明書」を掲載。鈴木義男（1894～1963）は東京女子大学、東北帝国大学、法政大学の教授を歴任、退職後は弁護士となった。阪戦後、日本社会党の結成にかかわり憲法草案の作成に関与した。1946年の衆議院総選挙に福島全区で日本社会党から立候補し当選、片山・芦田内閣で司法大臣、法務総裁を務めた。また専修大学学長にも就任した。「大逆事件」再審請求の主任弁護人となったが、1963年8月25日に逝去、森長英三郎にかわった。

## 第九号 三淵忠彦より今村力三郎への書簡

- (1) 三淵忠彦より今村力三郎宛書簡、昭和初年（推定）10月25日付
- (2) 『法廷五十年』及び「証第九号」を提出、「証第九号」（タイプ版・二頁）に「書簡本文」を掲載する。
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第九号」（タイプ版）を収録する。
- (4) 三淵忠彦（1880～1950）は、戦後、初代の最高裁判所長官となった。就任にあたっては、片山内閣の司法大臣であった、同じ福島出身の鈴木義男の推挙があったといわれている。本書簡は今村力三郎『法廷五十年』（専修大学、1948年12月）の「芻言批評集」の「書

翰」の部に収録(一三八頁)されている。「証第九号」(二頁)として「書簡本文」を掲載している。

『証拠説明書』では、「三淵は本件大逆法廷を傍聴し、内山愚童の陳述をきき、鶴裁判長の訊問をきき、「腑に落ちざるもの」を感じ、判決後も「各種の疑問を生じ」たというのである。すなわち本件審理に無理があつたことを、裁判官という専門的知識より感知したのである」とコメントしている。

#### 第一〇号 今村力三郎宛永田秀次郎の手紙(抄写)

- (1) 神崎清作成「今村力三郎宛永田秀次郎手紙について一証明書」、1961(昭和36)年1月7日付
- (2) 「証明書」原本を提出、「証第十号」(タイプ版・一頁)に「証明書(今村力三郎宛永田秀次郎手紙について)」の内容を掲載する。
- (3) 「森長証拠資料(一)」には、「証第十号」(タイプ版)を収録する。
- (4) 永田秀次郎(1876～1943)は、内務官僚として京都府警察部長、三重県知事、内務省警保局長などを歴任、1923年には東京市長として震災復興に務めた。1918年から貴族院議員であった。「大逆事件」当時は熊本県警察部長として松尾卯一太らの検挙にかかわった。本書簡は今村力三郎から贈られた『芻言』に対する礼状を神崎清が書き写したものである。

『証拠説明書』には、「文中「此事件は審理に無理あり」とは、デッチ上げがあるものとの意味であろう」とある。

#### 第一一号 「芻言」大正14年1月 今村力三郎稿

- (1) 今村力三郎稿『芻言』、私家版、1925(大正14)年1月
- (2) 本書〔『芻言』〕を提出
- (3) 「森長証拠資料(一)」には、「証第十一号」として「今村力三郎

「芻言」、「法廷五十年」所載」の記述のみ。

- (4) 森長英三郎によれば、『芻言』は1925（大正14）年3月小数部を浄書して要路の人に配布、その後1926年1月に増補し再版された。再版も異なるガリ版印刷のものが三種類以上あるとされる。今村力三郎『法廷五十年』（専修大学、1948年12月）に収録されている（二三～一〇一頁）。それによれば、「自序」（1925年1月）、「総説」「無政府主義と暗殺」「裁判官の苦心」「警察と裁判と大逆罪との因果」「暗殺心理の種々相」「抑圧に酬ゆる復讐」「責任論の一」「責任論の二」「責任論の三」「直接行動と其責任者」「大助の悔悟」「法官有情」「其仁如天」の項目から構成されている。なお、『法廷五十年』以前にも、宮武外骨編『幸徳一派大逆事件顛末』（龍吟社、1946年12月）にも「付録」として収録されていた（一四七～一八七頁）。宮武によれば「難波大助の条項過半を削除して無断転載の不埒を敢行した」とある。この方には「再序」（1926年1月）が加えられている。

『証拠説明書』では、「今村は、幸徳・管野・宮下・新村的四名以外の二十一名を、いずれも大逆罪に該当せず、せいぜい不敬罪に過ぎないものであることを力説している」、また「この裁判が被告側から一人の証人を立てることも許されず、一方的に検察側の主張をおしつけた暴力的闇黒裁判であったことを、この史料は語っている」とされる。

- (5) 今村力三郎の「大逆事件」関係資料は、専修大学今村法律研究室編『大逆事件（一）』～『大逆事件（三）』として刊行されている。『芻言』は、『大逆事件（二）』に、「神崎清宛書簡」「芻言後記」とともに「芻言全」（神崎清宛直筆本一七七～三九一頁）が収録されている。また、ダイジェスト版として刊行された『大逆事件と今村力三郎』（専修大学出版局、2012年3月）にも1926年孔版印刷からの活

字化本『芻言』(注釈付、二四三～三一六頁)と「芻言後記」が収録されている。

なお、参考のためにあげれば、『大逆事件(一)』(専修大学出版部、2001年3月)には「予審判事意見書(活字版)」「三弁護士宛陳弁書(写真版と活字版)」「判決書(活字版)」、『大逆事件(二)』(同、2002年3月)には「事件関係者の写真」「覚書・釈明書」(大石誠之助「社会主義と無政府主義に対する私の態度について」・峯尾節堂「覚書」・古河力作「釈明書」・新村忠雄「釈明書」・竹田九平「釈明書」)「獄中書簡」「幸徳秋水追悼文」「芻言」「解説〈日高義博〉」、『大逆事件(三)』(同、2003年3月)には、「今村公判ノート」「幸徳事件の回顧」「時至録」(幸徳秋水自筆日記、写真版)、「解説(栄沢幸二)」、また『大逆事件と今村力三郎』(前掲)には、資料として「今村公判ノート(森長英三郎編)」「大逆事件判決書」が収録されている。

別に『幸徳秋水全集』(別巻一、明治文献、1972年10月)には再版(1926年1月)の原版(句読点なし)の『芻言』が収録されている(四七六～五五三頁)。

第一二号 「大逆事件を憶う」 昭和21年 自由評論社刊「幸徳秋水・評論と随想」に収録

(1) 鶴沢総明「大逆事件を憶ふ」、『幸徳秋水・評論と随想』(自由評論社、1949年9月)に収録された。

\* 『証拠説明書』では、「証第五号」と「証第九号」の間に誤っておかれている。

(2) 本書〔『幸徳秋水・評論と随想』〕を提出

(3) 「森長証拠資料(一)」には、「証第十二号」として「鶴沢総明「大逆事件を憶ふ」、幸徳秋水 評論と随想」の記述のみ、別にガリ版

刷「大逆事件を憶ふ」（八〇～八五頁）が収録されている。このガリ版刷は、「大逆事件の真実をあきらかにする会刊」が、「公判始末書」を補うもの」として冊子にまとめて裁判所に提出されたものである。表紙には『今村公判ノート（今村力三郎）・大審院特別法廷覚書（平出修）・大逆事件意見書（平出修）・大逆事件を憶ふ（鵜沢総明）』とタイプ印刷されている。奥付がないので発行年月日は不明である。本冊子には、今村力三郎「公判ノート（十七冊写）」一～八九頁、平出修「大審院特別法廷覚書」一～四八頁、「大逆事件」（意見書・刑法第七十三条に関する被告事件弁護の手控・後に書す）一～七九頁、鵜沢総明「大逆事件を憶ふ」八〇～八五頁が収録されている。なお、「大審院特別法廷覚書」の前に神崎清の「昭和三十五年七月」付の「まえがき」（頁番号なし、一頁分）が付されているので、一応の発行年月は推定できる。

- (4) 鵜沢総明（1872～1955）は、第一高等学校、東京帝国大学を卒業後、弁護士となる。かたわら明治大学で「法律哲学」を講義、以後、長く総長などを務め明治大学の経営にかかわった。「大逆事件」の弁護人となる。他方で、1908年からは政友会の代議士として立法作業にも従事する。

『証拠説明書』では、「今日、大逆事件の訴訟記録の証拠物写しを一覧すると、まことに鵜沢博士が断定したように、二十六名の被告が共同謀議をしたという一貫した共通の証拠物は何一つ見あたらず、警察によつて蒐集された被告の日記や断簡のたぐいも、被告たちの無政府主義思想を証するものであつても、大逆事件の共同謀議を証拠立てる何ものもないので、この鵜沢の主張は充分傾聴されねばならないとおもわれる」とコメントする。

- (5) 「大逆事件を憶ふ」は、『幸徳秋水全集』（別巻一、明治文献、1972年10月）に収録されている（五五四～五六〇頁）。別に山泉進



「鶴沢総明の「感恩録」(『ニュース』第56号、2017年1月)、鶴沢総明の伝記としては、石川正俊『鶴沢総明』(技報堂、1956年1月)、『鶴沢総明と明治大学』(明治大学史資料センター編、DTP出版、2021年9月)がある。

### 第一三号 石川啄木「啄木全集一〇巻」

- (1) 石川啄木『石川啄木全集』(第一〇巻) 岩波書店、1954年3月
- (2) 本書〔『石川啄木全集』第10巻〕を提出
- (3) 「森長証拠資料(一)」には、「証第二回訊問調書十三号」、「啄木全集第十巻」の記述のみ。
- (4) 石川啄木(1886～1912)は、『一握の砂』等で著名な歌人。東京朝日新聞社の校正係のとき「大逆事件」に出会い、弁護人であった平出修を通して裁判記録等を閲覧した。そして、「日本無政府主義者陰謀事件経過及附帯現象」[‘V’ NAROD’ SERIES] (A LETTER FROM PRISON, EDITOR’S NOTES) 等として書き残した。戦後、これらの著作は「啄木秘録」(『芸術』1948年9月)と「幸徳事件秘録(未発表)」(『労働評論』1949年1月)において石川正雄により初めて紹介された。その後、河出書房版『石川啄木全集』(第13巻、1953年8月)に収録、後に岩波書店版『石川啄木全集』に再録(八一～一五四頁)された。ちなみに関係書簡は第12巻、日記は第15巻に収録されている。1980年3月には筑摩書房版『石川啄木全集』の第4巻に収録される。
- (5) 石川啄木の「大逆事件」に対する関心については、戦前、金田一京介や吉田孤羊らにより「晩年」の思想として言及されてきたが、資料として公表されたのは戦後になってからである。川並秀雄編著『啄木—晩年の社会思想』(時論社、1947年6月)、渡辺順三「石川啄木と大逆事件」(『文学』1947年7月号)などがある。その後、神崎

清、岩城之徳、清水卯之助、近藤典彦、小川武敏らの研究が続いている。著作としては、吉田孤羊『石川啄木と大逆事件』（明治書院、1967年6月）、岩城之徳著・近藤典彦編『石川啄木と幸徳事件』（吉川弘文堂、1996年10月）をあげておきたい。

第一四号 神崎清編「大逆事件記録・獄中手記」 昭和25年6月 実業の日本社刊

- (1) 『獄中手記』（大逆事件記録第一巻、神崎清編）、実業之日本社、1950年6月
- (2) 本書〔『獄中手記』〕を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第十四号」、「神崎清「大逆事件記録・獄中手記」」の記述のみ。
- (4) 神崎清（1904～1979）が「大逆事件」研究を志した動機は、1935年頃「大逆事件」当時に新宮教会の牧師であった沖野岩三郎から系統的なレクチャーを受けてからのことであった。本書の構成は、次のようなものである。「編者の言葉」（前一～前五三頁）、「第一巻はしがき」（前五四～前六三頁）、幸徳秋水「死刑の前」「暴力革命について」「基督抹殺論自序」「漢詩」、管野すが子「死出道艸」、新村忠雄「獄中日記」、古河力作「僕」「余と本陰謀との関係」「定価表について」「遺言」、森近運平「回顧三十年」、大石誠之助「獄中にて聖書を読んだ感想」、成石平四郎「無題感想録及日記」、奥宮健之「法廷ニ於ケル弁論概略」「政見摘記」「自分ノ無政府主義者ト政見ヲ異ニセル諸点」「上申書」、内山愚童「平凡の自覚」、新村善兵衛「獄中日記」、峯尾節堂「我懺悔の一節」、それぞれに神崎清の「解説」を付している。本文総頁五二〇頁。なお「第四追加説明書」によれば、成石勘三郎「獄中記」を増補した『新編獄中手記』（世界文庫、1964年3月）が追加提出された。追加部分は成石勘三郎「回顧所感」

(五二一～六一一頁)、神崎清「解説」(六一二～六二七頁)である。

『証拠説明書』では、幸徳秋水、古河力作、奥宮健之、新村善兵衛、峯尾節堂の手記から引用されている。

第一五号 「毎日情報」 昭和26年5月号所載の飛松手記

- (1) 飛松与次郎稿「私は無罪だ一再審を求め一逆徒の手記」(『毎日情報』昭和1951年5月号)
- (2) 同雑誌の表紙及び本文の写真と「写」を提出、原本は森長英三郎所持
- (3) 「森長証拠資料(一)」には、『毎日情報』の表紙と飛松与次郎「幸徳事件 私は無罪だ!」(一三頁)の原本複写が収録されている。
- (4) 飛松与次郎(1889～1953)は「大逆事件」熊本グループの被告、死刑判決後、無期懲役に減刑され秋田監獄に服役、1925年5月「大逆事件」被告の第一号として仮出獄した。写真版は確認できるが、「写」とされるタイプ版「証第一五号」は未確認である。

『証拠説明書』では、「飛松の手記によつてあきらかにされた強引な取調と杜撰な調書の作成、それを唯一の材料とした断罪は、飛松ばかりでなく二十六名被告の多数に共通のものであつたと推測しても不当ではなからう」としている。①東京地方裁判所検事武富済の飛松与次郎にたいする取調の状況(熊本に出張)、②東京での取調状況(熊本から東京に護送)、③予審廷、④公判廷、⑤両親宛書簡、これは1月19日付、死刑判決を受け無期懲役に減刑される前に両親に宛ててかかれた獄中書簡、を再現して掲載している。

- (5) 飛松与次郎には、戦前に雑誌『祖国』(1929年5月～7月号)に掲載した自叙伝「大逆犯人は蘇る」がある。戦後の研究としては、宮本謙吾「大逆事件と肥後人」(一三回連載、『日本談義』1954年11月～1955年12月)、上田穰一・岡本宏編『大逆事件と『熊本評論』』

（三一書房、1986年10月）、上田穰一『熊本社会運動史研究』（熊本近代史研究会、2019年8月）などがある。後者には、小評伝「飛松与次郎」が収録されている（一六六～一七六頁）。

## 二、新証拠リスト（第一六号～第三〇号）

第一六号 「証第十六号－十八号 飛松与次郎より坂本清馬宛書簡（三通）」

- （1）飛松与次郎より坂本清馬宛書簡、1952（昭和27）年2月21日付  
\*ここでは、三通の書簡を切り離して紹介する。
- （2）「写」を提出—原本は坂本清馬所持、「証第十六号」は、昭和35年2月18日付、坂本清馬による筆記体の「写」六頁である。
- （3）「森長証拠資料（一）」には、封筒表裏〔これは「第一八号」の封筒で取り違えている〕と書簡本文（四頁）の原本複写、別に「証第十六号」（前掲）を収録する。
- （4）坂本清馬（1885～1975）は再審請求の請求人。死刑判決を受けたが翌日に無期懲役に減刑、秋田監獄と高知刑務所で服役し、1934年11月仮出獄した。1947年2月24日に岡林寅松とともに復権した。
- （5）『坂本清馬自伝 大逆事件を生きる』（大逆事件の真実をあきらかにする会編、新人物往来社、1976年7月）の第二部「坂本清馬関係資料」収録の「飛松与次郎からの書簡（その三）」（一六〇～一六三頁）。注記にあるように、この書簡は1952（昭和27）年2月21日付のものであるが、1951年3月31日付の封筒に入っていたものと間違えている。坂本清馬については、「第三四号」の（5）を参照のこと。

第一七号 「証第十六号－十八号」 飛松与次郎より坂本清馬宛書簡（三通）

- （1）飛松与次郎より坂本清馬宛書簡、1951（昭和26）年4月17日付

- (2) 「写」を提出、原本は坂本清馬所持、「証第十七号」は、昭和35年2月18日付の坂本清馬による筆記体の写し(四頁)。
- (3) 「森長証拠資料(一)」には、封筒表裏・本文(四頁)の原本複写と「証第十七号」(前掲)を収録する。
- (4) 「証第一七号」(タイプ版)は未確認。
- (5) 『坂本清馬自伝 大逆事件を生きる』(前掲)の第二部「坂本清馬関係書簡」収録の「飛松与次郎からの書簡(その二)」(一五九～一六〇頁)。

第一八号 「証第十六号-十八号 飛松与次郎より坂本清馬宛書簡(三通)」

- (1) 飛松与次郎より坂本清馬宛書簡、1951(昭和26)年3月31日付
- (2) 「写」を提出、原本は坂本清馬所持、昭和36年1月1日付、坂本清馬による筆写(一〇頁)。
- (3) 「森長証拠資料(一)」には、「証第十八号」として、封筒表裏〔これは「第一六号」のもの〕と本文の原本複写(一一頁)、坂本清馬による筆記体の「写」(前掲)を収録。別に、1952(昭和27)年2月2日付の飛松与次郎から坂本清馬に宛てた封筒の表裏と2月21日付の「久闊多罪、其後愈御繁忙の事と察します」で始まる再審請求についての手紙の原本複写が収録されているが、これは証拠としては提出されていない。
- (4) 「証第一八号」(タイプ版)は未確認。
- (5) 『坂本清馬自伝 大逆事件を生きる』(前掲)の第二部「坂本清馬関係書簡」収録の「飛松与次郎からの書簡(その一)」(一五四～一五八頁)。この書簡の封書は、「第一六号」のもので、時系列的には「第一八号」「第一七号」「第一六号」の順になる。

第一九号 「証第十九-二一号 岡林寅松（真冬）書簡」

(1) 岡林寅松より堺利彦宛書簡、1911（明治44）年1月13日付

\*三通の書簡を切り離して紹介する。

(2) 「写」を提出、原本は堺真柄所持、「証第十九号」（タイプ版・一頁）に「岡林寅松ヨリ明治四十四年一月十三日付 堺利彦宛書簡」が掲載されている。

(3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第十九号」（前掲）が収録されている。

(4) 岡林寅松（1876～1948）は、高知市出身で医師を目指していた。1903年幸徳秋水の「非戦論」に共鳴し、小松丑治らと「神戸平民倶楽部」を結成、森近運平や大石誠之助らとの交際が始まった。1909年5月内山愚童の放言を聞いたことにより大逆罪で起訴され、死刑判決を受けた。翌日、無期懲役に減刑、長崎監獄に服役し、1931年4月仮出獄、1947年2月に坂本清馬とともに復権したが、翌年9月死亡した。堺利彦（1871～1933）は、「赤旗事件」で千葉監獄に入獄中で、「大逆事件」への連座を免れた。1910年9月22日に出獄すると、「大逆事件」被告たちの救援活動に従事した。11月10日、接見や通信が解除されると、被告人に面会し手紙を出した。本書簡は獄中の岡林から堺に宛てられた封緘葉書で、『大逆帖』に貼りつけられた。『大逆帖』は、幸徳秋水の堺利彦にアメリカ土産として贈られたとされるスクラップブックに被告人たちの書簡を貼り付けたもので、幸徳秋水一〇通、管野須賀子八通、森近運平二通、大石誠之助二通、新村忠雄一通、松尾卯一太三通、内山愚童二通、岡林寅松一通、飛松与次郎一通が収録されている。「大逆事件の真実をあきらかにする会」により1981年1月に復刻されている。

『証拠説明書』では、これらの書簡は、岡林が死ぬまで無実を訴えたもので、「大逆事件がデッチ上げであることを証明する」ものとし

て提出するとしている。

- (5) 上山慧『神戸平民倶楽部と大逆事件』（風詠社、2021年12月）、とりわけ第Ⅲ部（第八章～第一〇章）で「大逆事件」に言及している。

#### 第二〇号 「証第十九-二一 岡林寅松（真冬）書簡」

- (1) 岡林寅松より今村力三郎宛、1911（明治44）年1月19日付書簡  
(2) 「写」を提出、原本は専修大学所蔵、「証第二〇号」には「岡林寅松より明治四四年一月十五日付今村力三郎宛書簡」（タイプ版・一頁）  
(3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第二〇号」（前掲）と封緘葉書（1月21日消印）の表書（タイプ版・一頁）を収録。『証拠説明書』では、「意外な有罪判決の翌日も無罪を叫んでいる」とコメントしている。  
(4) (5) 「第一九号」に同じ。

#### 第二一号 「証第十九-二一 岡林寅松（真冬）書簡」

- (1) 岡林寅松より森長英三郎宛、1946（昭和21）年12月3日付書簡  
(2) 写真及び本文の写を提出、原本は森長所持、「写」は「証第二一号」（タイプ版・四頁）の「岡林寅松より森長英三郎宛書簡本文（原本存在）」のこと。  
(3) 「森長証拠資料（一）」には、封筒の表裏と書簡本文（五枚）の複写写真、「証第二一号」（前掲）を収録している。  
(4) 森長英三郎は（1903～1983）は、もちろん再審請求の主任弁護人で、自由法曹団の一員として戦後まで生き延びた四人の被告たちの復権にかかわり、また再審請求裁判に全力をつくした。田中伸尚『一粒の麦死して一弁護士・森長英三郎の「大逆事件」』（岩波書店、2019年12月）に詳しい。  
(5) 上山慧『神戸平民倶楽部と大逆事件』（前掲）、とりわけ第Ⅲ部（第八章～第一〇章）で「大逆事件」とのかかわりについて言及して

いる。

## 第二二号 築比地仲助「平民社回顧録」

- (1) 築比地仲助述「平民社回顧録（１）（２）」（『労働運動史研究』第一五・一六号、1959年5月・7月）
- (2) 原本〔『労働運動史研究』〕を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第二二号」「築比地仲助「平民社回顧録」」とのみ記述。
- (4) 築比地仲助（1886～1981）は、群馬県出身で、「嗚呼革命は近づけり」で始まる「革命歌」の作者として知られている。1904年上京して幸徳秋水をしる。高島素之らが創刊した『東北評論』に参加、「大逆事件」では検束をうけ、厳しい取調べをうけたが予審請求（起訴）は免れた。1910年4月頃、放浪中の坂本清馬が築比地宅を訪問している。「平民社回顧録」は、1959年4月大原慧によるインタビューをまとめた回顧談で、1960（昭和35）年12月21日の本人署名付で、証拠として提出された。『証拠説明書』では、「幸徳、大石の巢鴨平民社での謀議は、全く雑談を取り上げたものにしかすぎず、築比地が幸徳のところに行ったときも隔意なくこういう雑談がなされていたこと」、坂本清馬の訪問も「幸徳の生活苦から人減らしのため「この男しばらく食客として置いていただき度」というのであつた」ことを明らかにしている。
- (5) 『資料 平民社の女』（鈴木裕子編、不二出版、1986年3月）、『築比地仲助翁 幸徳秋水事件関連資料集』（長谷川安衛編、邑楽町立図書館、2000年3月）に再録されている。

## 第二三号 供述書（築比地仲助）

- (1) 築比地仲助「供述書」、1960（昭和35）年12月21日付



- (2) 原本〔供述書〕提出、「証第二三号」の「供述書」(タイプ版・二頁)
- (3) 「森長証拠資料(一)」には、「証第二三号」の「供述書」(前掲)を収録。
- (4) 坂本清馬、森近運平について供述、森近については「穏和派、無茶な行動のできる人ではない」と供述している。
- (5) 「第二二号」に同じ。

#### 第二四号 荒畑寒村「寒村自伝」(昭和35年刊)

- (1) 荒畑勝三著『寒村自伝』(論争社、1960年6月)
- (2) 本書〔『寒村自伝』〕を提出
- (3) 「森長証拠資料(一)」には、「証第二四号」「寒村自伝」の記述のみ。
- (4) 荒畑寒村(1887～1981)は、横浜市出身の社会主義者、1903年10月の「非戦論大演説会」を聴き、幸徳秋水と堺利彦の『万朝報』に掲載された「退社の辞」に感激する。「赤旗事件」に連座し、「大逆事件」での逮捕を免れた。

荒畑寒村の単行本としての自伝は『ひとすじの道』(慶友社、1954年9月)から始まる。このなかの「大逆事件の前後」の章で、管野須賀子をめぐる幸徳秋水との葛藤、桂太郎への暗殺衝動、生活の立て直し、等のことを、「獄中の煩悶」「監獄からの解放」「情痴の迷夢」「大逆事件おこる」「運動史上の暗黒時代」の項目で回想する。初出は、「続『寒村自伝』」として、雑誌『前進』(第36号・1950年7月掲載「大逆事件の前夜」、第37号・同年8月掲載「桂首相暗殺の計画」)に掲載された文章である。なお、本書は『寒村自伝』(板垣書店、1947年7月、日刊『平民新聞』の発行前後まで執筆)に、それ以後から1921年結成の日本社会主義同盟、京都刑務所入獄、あたりまでを書き継いだものである。論争社版『寒村自伝』(普及版、1961年2月)は、『ひとすじの道』の改訂版である。『うめ草すて石

一思い出の人びと』(至誠堂、1962年9月)の「Ⅲ社会主義者の群像」で、「大逆事件をめぐる沖野、奥宮」「政府の陰謀に仆れた森近運平」「管野須賀子の生涯」「伊藤銀月と平出修」の項目がある。

『証拠説明書』では、本書の「捏造された大逆事件」の項で、「大逆事件」に言及し、判決では幸徳秋水が首謀者とされているが、「実際上の中心人物は宮下太吉、管野須賀子、新村忠雄、古河力作らで、殊に宮下は陰謀の発意者であった」(二一二頁)、「積極的、具体的な共同謀議の事実は存していなかった。その最も顕著な例は森近運平である。彼の思想はマルクス派社会主義にちかく、性格的にも無政府主義者とは無縁であった」(二一五頁)を引用している。また、「本書によつて、大逆事件の前後の実際の空気を知ることできる」とコメントしている。

- (5)『新版 寒村自伝』(上・下巻、筑摩書房、1965年1月)では、三分の一を増補した。森長英三郎の紹介のなかに、「寒村氏は大逆事件再審事件の証人にでられて虚々実々、鎌をかけようとする裁判長に、見事に逆襲しつつ巧みに答えた。旧『寒村自伝』にもでていない新事実を色々と供述した。この寒村供述を得たことの一事だけでも、再審請求の意義があったと思っている位だが、この筑摩版には、そういう再審審理で供述した新事実も殆んどが加筆せられている」(『ニュース』第10号、1965年3月)と紹介している。その後、岩波文庫版『寒村自伝』(上・下巻、1975年11月・12月)が刊行され、さらに『荒畑寒村著作集』(第9・10巻、平凡社、1977年1月・5月)に収録された。

## 第二五号 供述書(荒畑寒村)

- (1) 荒畑勝三「供述書」、1961(昭和36)年1月10日付
- (2) 「証第二五号 荒畑寒村供述書」(タイプ版・二頁)を提出

- (3) 「森長証拠資料 (一)」には、「証第二五号」(前掲)を取録している。
- (4) 『証拠説明書』には、「森近は明治42年3月、なぜ郷里岡山にかえつたか。後述の第二六号竹内善作(善朔)談と同旨のことをこの老社会主義者も語っており、両者一致する」とコメントしている。
- (5) 「第二四号」に同じ。

## 第二六号 岡山県労働運動史資料上巻

- (1) 『岡山県労働運動資料』(同編集委員会編、上巻、岡山県中央労働学校、1951年11月)
- (2) 写真及び写「証第二六号」を提出
- (3) 「森長証拠資料 (一)」には、『岡山県労働運動資料』(上巻)の表紙と該当の頁、奥付の三枚の写真、並に「証第二六号 岡山県労働運動史資料上巻(七六頁)」(タイプ版・一頁)を取録する。
- (4) 竹内善朔(1885～1950)は、週刊『平民新聞』を購読し、1905年頃平民社に出入りするようになる。1907年に「亜州和親会」に参加しアジア人革命家たちとの交流をもった。この年1月の「屋上演説事件」で軽禁錮一ヵ月の処分をうけた。「赤旗事件」後には、巣鴨平民社で幸徳秋水の活動を助けたが、管野須賀子の問題で秋水と絶交、「大逆事件」では取調べを受けたが、起訴を免れた。その後は図書館活動に従事した。「証第二六号」では、「前大橋図書館長・竹内善作氏談」を掲載。同書第二章「早期社会主義運動」に「森近運平その他」の項がある。竹内善作談は七六頁に掲載されている。

『証拠説明書』では、「森近は、官憲の眼をくらすために、証第四号の小山松吉「運動史」が邪推するような腹で郷里へ帰つたのではない。もちろん、宮下の大逆のときは出てくる腹をもつて郷里にかえつたのではない。森近は、広い国民層に基盤をおかないで革命がくるとは思っていないし、広い国民層に社会主義を浸透させるた

めの宣伝活動は、弾圧がもつと緩むときを待たねばならないと思っていたのである」とコメントしている。

第二七号 百瀬晋から森長英三郎宛手紙

- (1) 百瀬晋より森長英三郎宛書簡、1960（昭和35）年12月20日付
- (2) 複写写真提出、原本は森長所持
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第二七号」として封筒表裏（手書き）と「百瀬晋より森長英三郎宛書簡本文」（タイプ版・七頁）を収録する。
- (4) 百瀬晋（1890～1964）は、長野県出身、1907年に日刊『平民新聞』に給仕としてはいる。廃刊後、大阪平民社に赴き、森近運平を助けて『大阪平民新聞』の刊行に協力した。1908年5月上京して荒畑方に寄食、「赤旗事件」に連座し入獄、1909年8月の出後は千駄ヶ谷平民社に寄宿し、管野須賀子や新村忠雄らを知る。その後、中央新聞社の校正係となるも「大逆事件」により誡首される。「大逆事件」では取調べを受けたが、起訴は免れた。本書簡は、森長弁護人らが再審請求に関して供述を依頼したことに対する返事である。

『証拠説明書』では、森近運平の「無実を証明する」ものとして提出されたとある。

第二八号 森近運平より堺利彦宛、明治44年1月6日付書簡

- (1) 森近運平より堺利彦宛書簡、1911（明治44）年1月6日付
  - \* 『証拠説明書』では、「証第二八号」「証第二九号」「証第三〇号」がまとめて説明されているが、ここでは切り離して説明する。
- (2) 「写」〔証第二八号（タイプ版・二頁）〕を提出、原本は堺真柄所持の『大逆帖』（表書〔宛先〕は貼り付けてあるので読めない）。
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第二八号 森近運平より堺利彦宛

明治四四年一月六日付書簡」を収録する。

- (4) 『大逆帖』は、幸徳秋水のアメリカ土産の写真帳に堺利彦が被告たちの獄中書簡等を貼り付けたアルバムで、「大逆事件七〇年」を記念して、「大逆事件の真実をあきらかにする会」が1981年1月に復刻した。「17」に収録。前掲の「第一九号」参照のこと。
- (5) 吉岡金市『森近運平』（第四三号、後掲）にも収録。また『森近運平研究基本文献』（下巻、吉岡金市・森山誠一他編、同朋舎出版、1983年2月）に書簡「61 堺利彦宛」として収録（七四八～七四九頁）。『森近運平獄中書簡集 plus』（森近運平を語る会・森山誠一編、森近運平を語る会、2023年4月）には、⑰として原本の複写版（『大逆帖』からの複写）と解説文が掲載されている（四五～四六頁）。

第二九号 森近運平より森近良平宛明治44年1月20日付獄中よりの書簡

- (1) 森近運平より森近良平宛書簡、1911（明治44）年1月20日付
- (2) 複写写真及び「写」〔証第二九号（タイプ版・二頁）〕を提出、原本は森近栄子所持）
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、写真複写二枚（封緘葉書の表裏）と「証第二九号 森近運平より弟良平宛、明治四四年一月二十日付書簡の本文（原本存在）」（前掲）を収録する。
- (4) 吉岡金市『森近運平』（第四三号、後掲）にも収録。
- (5) 『森近運平研究基本文献』（下巻、吉岡金市・森山誠一他編、同朋舎出版、1983年2月）の書簡「63 森近良平外一家御一同宛」として収録（七五〇～七五一頁）。『森近運平獄中書簡集 plus』（前掲）には、⑱として原本複写と解説文が掲載されている（三一～三二頁）。

第三〇号 森近良平作成「ノート」

〔注記〕 森近良平は大正11年9月8日に死亡したので、それ以前

に作成。「証拠の目録」には、「右は森近の獄中書簡十二通と森近の遺言を含む、良平が正確に筆写せることは、前の証第二六号の写真と「ノート」中の同文を対比すればわかる」のコメントがある。

- (1) 森近良平ノート
- (2) 複写写真（二四枚）及び「写」〔証第三〇号 森近運平書簡集（森近良平作成ノート）（タイプ版・一六頁）〕を提出、原本は森近貞代所持。
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、複写写真（二四枚）と「証第三〇号」（前掲）を収録する。また「森近運平書簡集（森近良平ノート）」（一六頁）を掲載している。
- (4) 森近良平（1885～1922）は、森近運平の実弟、堺利彦は事件直後の遺家族慰問の旅の途上、運平の郷里の高屋で良平に会い、その時の印象を「意思極メテ堅固ナルヲ認メタリ、立派ナル同志トシテ差支ナシト思ハル」と報告している。「森近良平ノート」には兄森近運平の獄中書簡一二通と遺言が収録されている。吉岡金市『森近運平』（第四三号、後掲）にも収録。『森近運平獄中書簡集 plus』（前掲）によれば、前書きとして、「明治四十三年六月十四日東京ニ護送サレ、刑法七二〔第七三〕条ノ罪ニトハレ、四十四年一月十八日大審院ニ於テ死刑ノ判決ヲ受ケ、同二十四日午後遂ニ絞首台上ニ消タル我一人ノ兄ガ、在監中ノ書信ヲ記録シ永久ニ記念セントス」（読点は引用者）とある。

『証拠説明書』には、一二通が掲げられているが、そのうちの「明治四四年分四通を新たな証拠とする」としたうえで、「この四通を理解するためには、明治四三年分八通を必要とするので、合わせて証拠とする」と説明されている。加えて「静かな文章のなかにかくされている無実なものが死刑となることのどうこく〔慟哭〕と怒り。

何人も涙なくしては読みえないはずである」とコメントしている。

- (5) 『森近運平研究基本文献』（下巻、吉岡金市・森山誠一他編、同朋舎出版、1983年2月）に書簡「52・53・54・55・56・57・58・59・62・63・64・65・66・付1」として収録。『森近運平獄中書簡集 plus』（前掲）には、森近運平の獄中書簡について、A「森近良平ノート」、B『秘録 大逆事件』（下巻）、C吉岡金市『森近運平』、D再審請求資料、E『森近運平研究基本文献』（下巻）、F「弓削家資料」について、収録状況を一覧表にして掲示している（四頁）。なお、Fは2009年に森近運平の妻・繁子の実家である弓削家から発見された原本である。

### 三、新証拠リスト（第三一号～第四四号）

第三一号 森近貞代「証明書」昭和35年11月14日付

- (1) 森近貞代「証明書（森近良平ノート）」、1960（昭和35）年11月15日付

\* 『証拠説明書』には独立した項目がないので、「証拠の目録」を借用する。

- (2) 原本〔証明書〕を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第三一号 証明書」（タイプ版・一頁）を収録する。
- (4) 森近貞代は森近良平の妻、「右ノートは、兄運平を尊敬し信頼していた夫良平が、運平の獄中書簡の散逸滅失をおそれて、たんねんにノートしておいたものを、私の家で大切に保存しておいたもの」との証言である。

第三二号 供述書（森近栄子）

- (1) 森近栄子「供述書」、1960（昭和35）年11月14日付

- (2) 原本〔証第三二号（タイプ版・三頁）〕提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第三二号」（前掲）が収録されている。
- (4) 1960年11月14日、岡山県井原市高屋町の森近菊雄宅での供述。  
弁護人の森長英三郎が尋問、立会人は吉岡金市であった。『証拠説明書』には、「森近の妹栄子の供述により、明治四二年三月、郷里へかえつた森近は、多額の資金を借り入れ、二年や三年では回収もできないような長期計画である温室栽培に打ちこんでいたことがわかる。村では別に農村青年に社会主義教育をし、決死の士を養成したようなことは微塵もなかつたこともわかる。森近の帰郷は全く他意なく、一家の生活苦をのがれるために農業に精進すること、森近の学んだ農業の新知識を生かすこと、これだけがすべてであつた」とコメントしている。

### 第三三号 「供述書 B」（坂本清馬）

- (1) 坂本清馬「供述書 B」、1960（昭和 35）年 12 月 31 日付  
\* 「供述書 A」は、「証第三五号」として収録。
- (2) 原本〔供述書 B、昭和 35 年 12 月 31 日、坂本清馬による自筆供述書三枚〕提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、自筆供述書（前掲）と「供述書 B」（タイプ版・三頁）が収録されている。
- (4) 高知県中村市大字中村字若狭での供述。『証拠説明書』には、「森近運平は、古本屋を始めようとしたが、鑑札のことで同志に疑われて、「郷里へ帰つて農業をやろうと思つていると悄然として話した」。森近との交遊の少なかつた坂本に残つたこの印象は、森近の帰国の動機を示していて、その無実を立証する」とコメントされている。



第三四号 坂本清馬「嗚呼命天に在り人に非ざるに非ざるを得んや」

- (1) 坂本清馬「嗚呼命天に在り人に非ざるに非ざるを得んや」、1914 (大正3)年9月30日付、獄中よりの仮出獄嘆願書〔司法大臣・尾崎行雄宛〕、1960 (昭和35)年2月18日付
- (2) 補及び訂正書添付「控」の「写」〔証第三四号〕を提出、「控」は坂本清馬所持。なお、「証三四号 嗚呼命天に在り人に非ざるに非ざるを得んや」は、坂本清馬による手書きの写し (三七頁) に同じく手書きの「補」(四頁) と「本文訂正事項」(二頁) を追加したものである。
- (3) 「森長証拠資料 (一)」には、「証第三四号」(前掲) を収録。
- (4) 『坂本清馬自伝 大逆事件を生きる』(前掲)、第二部「坂本清馬関係資料」収録の「上書 (嗚呼命天に在り人に非ざるに非ざるを得んや)」(一三一～一四六頁)
- (5) 田中伸尚「大逆事件一〇〇年の道ゆき」(『世界』2009年1月号～2010年3月号)、「いごっそうの清馬の再審請求」は第11回から第13回に連載、後に『大逆事件—死と生の群像』(岩波書店、2010年5月)に「10 いごっそう」「11 再審請求」として収録、さらに岩波現代文庫版 (2018年2月) が刊行されている。鎌田慧「残夢」(『週刊金曜日』二六回連載、2011年1月28日～同年10月14日号)、後に単行本化『残夢』(金曜日、2011年12月)、さらに講談社文庫版『残夢—大逆事件を生き抜いた坂本清馬の生涯』(講談社、2015年7月) が刊行されている。

第三五号 「供述書 A」(坂本清馬)

- (1) 坂本清馬「供述書 A」、1960 (昭和35)年12月31日付
- (2) 原本〔「供述書 A」自筆版・四八枚〕を提出
- (3) 「森長証拠資料 (一)」には、坂本清馬自筆版 (前掲) が収録され

ている。

- (4)「供述書A」は、「昭和三十五年十二月三十一日」付、「高知県中村市大字中村字若狭（番地省略）」の自宅で執筆された。その冒頭には、「弁護士森長英三郎氏の要求により左記の通り供述します」とあり、森長があらかじめ用意した一～一三の質問に答える形式になっている。ただ、「以上で森長弁護士の質問に対する供述を終わつたが、結論として予審調書に関する私の意見を述べて置く」として、一六枚にわたる坂本清馬の意見が追加されている。この供述書には、数多くの訂正が加えられていて、その個所に訂正印が押されている。

『証拠説明書』では、ここで言及された内容が、(1)から(10)にまとめられている。

### 第三六号 糸屋寿雄「大逆事件」（昭和35年）

- (1) 糸屋寿雄著『大逆事件』、三一書房（三一新書二一七）、1960年2月
- (2) 本書〔『大逆事件』〕を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第三六号」「糸屋寿雄「大逆事件」」とのみ記述。
- (4) 糸屋寿雄（1908～1997）の「大逆事件」研究は、幸徳秋水への関心から始まっている。その最初の著作は「幸徳秋水とその生涯」（『時論』1946年5月・6月号）で、『幸徳秋水伝』（三一書房、1950年2月）として刊行した。本書は、その延長線上にまとめたもので、その構成は、序章「大逆事件の背景」、第一章「西園寺内閣と日本社会党」、第二章「西園寺内閣の毒殺」、第三章「平民社における革命放談」、第四章「宮下の天皇暗殺計画」、第五章「事件の発覚と一斉検挙」、第六章「公判廷と死刑宣告」、結論「裁判の階級性について」、付録「二六被告摘要」「主要文献解題」「大逆事件年表」、であ

る。

『証拠説明書』では次のようにコメントしている。「絲屋氏は結論として、大逆事件の真相は、全然事実無根のものとはいえないが、天皇暗殺の計画をした大逆罪の予備陰謀に該当するものとしては宮下太吉、管野須賀子、新村忠雄、古河力作の四名とせいぜい内山愚童をくわえた五名にとどまり、幸徳は無政府主義者であるには違いないが、暗殺計画の中心人物とはどうしても考えられない。いわんや幸徳から「革命の話」ないし「東京の土産話」をきかされたにすぎない坂本清馬や森近運平は、宮下等の天皇暗殺計画とは何の組織的關係もなく無実であることを明らかにしている（二二八頁）」と。

- (5) 『増補改訂 大逆事件』（三一書房、1970年4月）、「再審請求の経過と却下の判決（後記）」、付録Ⅰ「大逆事件判決書」「大逆事件関係文献（補遺）」・付録Ⅱ「幸徳秋水の生涯とその思想的発展（講演記録）」を増補。

第三七号 「証第三七号（第一巻天皇暗殺の巻）」・「証第三八号（第二巻爆裂弾の巻）」・神崎清「革命伝説」二巻（昭和35年）

- (1) 神崎清著『革命伝説（爆裂弾の巻）』、中央公論社、1960年7月  
\* 『証拠説明書』では、「第三七号」と「第三八号」が合わせて列挙されているが、ここでは分離して掲載する。
- (2) 本書〔『革命伝説』第二巻〕を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第三七号」「神崎清「革命伝説」（爆裂弾の巻）」とのみ記述。
- (4) 神崎清の「革命伝説」は、『世界評論』（1947年11月～1948年8月）に七回にわたり連載され、それを書き継いでまとめたものである。連載初回の文末には、「すでに歴史のなかに埋れた古い記録と生存者の記憶を発掘して、いわゆる大逆事件とその時代に、統一的な

表現と具体的な描写をあたえるのが筆者の念願である」と記されている。発行は、「第三八号」の『革命伝説（天皇暗殺の巻）』の方が先であるが、こちらが「大逆事件」に直接関連するので優先したものと考えられる。内容は、第一章「言論封鎖の結果」、第二章「山の秘密印刷所」、第三章「二重橋をこえて」、第四章「妻と愛人の問題」、第五章「千駄ヶ谷平民社」、第六章「爆弾をつくる男」、第七章「秋水のよろめき」、第八章「老壮士奥宮健之」、第九章「製材所のある町」という構成である。

『証拠説明書』では、「爆裂弾の巻」は「再審請求の理由のうち最も重要な論点」に言及しているとして次の個所を引用する。「原判決の構成は、巢鴨平民社で幸徳の勧誘をうけた森近・大石が同意をあたえたために、はじめて大逆罪敢行の共同謀議を五十人決死隊の中核が成立するに至り、つぎに松尾・新村・坂本・管野、さらに管野をとおして内山が加盟して、危険な大陰謀団ができあがった、というふうな組立になつている。しかし幸徳の二重橋に迫る云々の暴動計画なるものは、幸徳が、おもしろ半分の座興的な談話であり、革命感情の誇張的な発散であつた。…もとより計画とか相談とかいつた実行的な性質のものではなかつた」（四九～五〇頁）、と。

第三八号 「証第三七号（第一巻天皇暗殺の巻）」・「証第三八号（第二巻爆裂弾の巻）」・神崎清「革命伝説」二巻（昭和35年）

- (1) 神崎清著『革命伝説（天皇暗殺の巻）』、中央公論社、1960年3月
- (2) 本書〔『革命伝説』第一巻〕を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第三八号」「神崎清「革命伝説」（天皇暗殺の巻）」の記述のみ。
- (4) この巻の章立ては、序章「菊かおる天長節」、第一章「革命は近づけり」、第二章「労働者宮下太吉」、第三章「赤旗事件おこる」、第四

章「日本皇帝睦仁君」、第五章「アメリカ亡命」、第六章「屋根裏の革命家」、第七章「千代田城の対決」、第八章「土佐中村町にて」、第九章「幸徳秋水の上京」である。

- (5) その後『大逆事件』（ノンフィクション全集15、筑摩書房、1961年4月、証拠・第五八号）、『大逆事件』（グリーン・ベルト・シリーズ33、筑摩書房、証第九五号）を経て、『革命伝説』（全四巻、芳賀出版、1968年6月～1969年12月）として完成された。中央公論社版をひきついだ第一巻には「黒い謀略の渦」、第二巻には「密造された爆裂弾」というサブタイトルが付された。後に、改装版『大逆事件—幸徳秋水と明治天皇』（全四巻、あゆみ出版、1976年12月～1977年5月）が復刊された。また「大逆事件百年」を期にして、新版の『革命伝説 大逆事件』（全四巻、「大逆事件の真実をあきらかにする会」監修、子どもの未来社、2010年6月～12月）が出版されている。神崎清の大逆事件研究の概要については、山泉進「大逆事件へのアプローチ」（『初期社会主義研究』第22号、2010年6月）の「神崎清と「革命伝説」」の項で言及している。

### 第三九号 渡辺順三「菊とクロハタ」（昭和35年）

- (1) 渡辺順三著『菊とクロハター幸徳事件の人々』、新興出版社、1960年3月
- (2) 本書〔『菊とクロハタ』〕を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第三九号」「渡辺順三「菊とクロハタ」」の辞述のみ。
- (4) 渡辺順三（1894～1972）は富山県出身で歌人、啄木研究者としても知られる。渡辺が平出修の遺族のもとに残された「裁判記録」（訴訟記録）を筆写したのは1946年夏、それに基づいて、翌年『幸徳事件の全貌』（社会書房、1947年8月）として刊行した。その後、第一章

を書き改め、また各章のタイトルも変えて『十二人の死刑囚—大逆事件の人々』（新興出版社、1956年1月）として刊行、さらに「大逆事件五〇年」を記念して『菊とクロハタ』とタイトルを変えた。なお、山泉進「「大逆事件」へのアプローチ」（『初期社会主義研究』第22号、2010年6月）で「渡辺順三と啄木」の項目をたてて、渡辺の「大逆事件」研究の全容を紹介している。

第四〇号 「証第四〇号」（上巻）・「第四一号」（下巻） 塩田庄兵衛・渡辺順三「秘録大逆事件」上下（昭和34年）

- (1) 『秘録 大逆事件』（上巻、塩田庄兵衛・渡辺順三編）、春秋社、1959年9月

\*ここでは、「第四一号」と「第四二号」を分離して掲載する。

- (2) 原書〔『秘録大逆事件』上巻〕を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第四〇号 塩田庄兵衛・渡辺順三「秘録大逆事件」（上巻）」とのみ記述。
- (4) 渡辺順三については「第三九号」（4）で紹介した。塩田庄兵衛（1921～2009）は、高知県出身、戦後最初の高知県中村町での幸徳秋水墓前祭に参加して「大逆事件」に対する関心をもった。『幸徳秋水の日記と書簡』（未来社、1954年2月）は、その後増補版（1965）、増補決定版（1990）と版を重ねた。塩田の「大逆事件」研究については、山泉進「「大逆事件」へのアプローチ」（『初期社会主義研究』第22号、2010年6月）の「塩田庄兵衛と労働運動史研究会」の項、参照のこと。さて、上巻の内容は、解説として「大逆事件の背景」（塩田庄兵衛）、「大逆事件の真実」（渡辺順三）を収録、資料としては、「検事聴取書」清水太市郎（二回）・宮下太吉（三回）・新村忠雄（三回）・古河力作（一回）・幸徳伝次郎（一回）・菅野スガ（三回）・大石誠之助（二回）、「予審調書」宮下太吉（第一回～第二一回）・新

村忠雄 (第一回～第一六回)・管野スガ (第一回～第一四回)・古河力作 (第一回～第九回)、「判決書」、「警察察報告書」〈社会主義者取締並爆発物製造事件捜査顛末 (長野県)〉・〈社会主義者陰謀事件検挙の顛末 (和歌山県)〉、「被告資料」陳弁書 (幸徳秋水)・社会主義と無政府主義に対する私の態度について (大石誠之助)・獄中書簡 (一五五通) を収録する。

『証拠説明書』には、「大逆事件の弁護人であつた平出修の遺族の手にあつた裁判記録を収録したものである。この記録は、二六名の全被告のものではなく、平出弁護人にとって必要な部分の抄記である」、「本書の検事聴取書、予審調書も、平出弁護人が原本をそのまま写さず意味をかきとつたところが多いので、調書そのものの写しとはいえないところがある」等のコメントが付されている。

第四一号 「証第四〇号」(上巻)・「第四一号」(下巻) 塩田庄兵衛・渡辺順三「秘録大逆事件」上下 (昭和 34 年)

- (1) 『秘録 大逆事件』(下巻、塩田庄兵衛・渡辺順三編)、春秋社、1959年 10 月
- (2) 本書〔『秘録大逆事件』下巻〕を提出
- (3) 「森長証拠資料 (一)」には、「証第四〇号 塩田庄兵衛・渡辺順三「秘録大逆事件」(下巻)」とのみ記述
- (4) 収録資料は、「予審調書 (上巻続き)」幸徳伝次郎 (第一回～第一四回)・大石誠之助 (第一回～第一二回)・峯尾節堂 (第一回～第三回)・成石平四郎 (第一回～第二回)・成石勘三郎 (第一回～第三回)・高木顕明 (証人調書第一回、予審調書第一回～第三回)、「予審判事意見書」、「公判開始決定書」、「大逆事件の意味するもの」(解説三・渡辺順三)、である。

第四二号 田中惣五郎「幸徳秋水——革命家の思想と生涯」（昭和30年）

- (1) 田中惣五郎著『幸徳秋水——革命家の思想と生涯』、理論社、1955年10月
- (2) 本書〔『幸徳秋水』〕を提出
- (3) 「森長証拠資料（一）」には、「証第四二号 田中惣五郎「幸徳秋水」——（一革命家の思想と生涯）」の記述のみ。
- (4) 田中惣五郎（1894～1961）は、新潟県生まれ、高田師範学校を卒業後、小学校教員となる。1922年上京し、順天中学に勤務する。最初の著作は『叛逆者列伝』（1929年12月）、山崎今朝弥の解放社から刊行された。なお、田中の「大逆事件」研究についての業績は、山泉進「「大逆事件」へのアプローチ」（『初期社会主義研究』第22号、2010年6月）の「田中惣五郎と「叛逆史」」の項に詳しい。なお、本書の「まえがき」には、「日本の近代史を研究し、あるいは読みすすんでゆく人々が、かならずつきあたる『なぞ』は、1910年—明治43年の大逆事件であろう」と書き始められている。

『証拠説明書』では、「幸徳秋水の生涯の研究を通じて日本の社会主義運動の源流をさぐるものとしてあり、幸徳の思想発展の過程がよくわかるのであるが、第八章と第九章で大逆事件を取扱っている」とコメントしている。森近運平については、「社会主義者沿革」を引用して、「森近は岡山に帰郷後は、同志を募り、他日革命の援兵にでかける準備をするなどの怪しむべき行動は全くなかつたことを示すもので、森近が大逆事件と無関係であつたことを裏書きしている」とする。

第四三号 吉岡金市「森近運平—大逆事件の最もいたましい犠牲者の思想と行動」（昭和36年1月刊）

- (1) 吉岡金市著『森近運平—大逆事件の最もいたましい犠牲者の思想



と行動』、日本文教出版社、1961年1月

(2) 本書〔『森近運平』〕提出

(3) 「森長証拠資料(一)」には、「証第四三号」が欠落している。

(4) 吉岡金市(1902～1986)は、岡山県井原市生れ、1930年京都帝国大学農学部を卒業、倉敷労働科学研究所などの勤務を経て、岡山理科大学、同朋大学、金沢経済大学などに務めた。イタイイタイ病の原因がカドミウムであることを突き止めたことで知られる。「吉岡金市さんに聞く」(『大逆事件の真実をあきらかにする会ニュース』第24号、1985年7月)で森近運平との出会いを語っている。なお、本書には、「森近良平ノート」(「第三〇号」)のなかの一通と『大逆帖』からの二通を収録している。

『証拠説明書』には、「吉岡金市は長年月に互り森近の郷里岡山県で、森近の足跡を調査し、厳密な科学的な検討を重ねて取捨し、本書ができあがったものである。裁判所にたいする最も正確な森近の報告書である」、「明治四二年三月、郷里岡山にかえて〔帰って〕温室栽培に努力していた森近は、官憲の目をくらすためではなく、家族の生活のために、また森近の農業にたいする知識から、それじたいに生きがいを感じ、村のためにもつくっていた」とコメントしている。

#### 第四四号 労働運動史研究—大逆事件特集号

(1) 『労働運動史研究』第二二号、労働運動史研究会編集、〈特集「大逆事件」50周年を迎えて〉、大月書店、1960年7月

(2) 本誌〔『労働運動史研究』第22号〕を提出

(3) 「森長証拠資料(一)」には、「証第四四号」「労働運動史研究」第二一〔ママ〕大逆事件特集号〕とのみ記述。

(4) 本特集号の内容は、次のとおりである。特集「大逆事件」五〇周

年を迎えて（一頁）、絲屋寿雄「大逆事件研究の歴史」（二～八頁）、吉岡金市「森近運平の思想と行動」（九～一二頁）、森長英三郎「大逆事件の法律面」（一二～一九頁）、神崎清「幸徳秋水の天皇制批判」（二〇～二四頁）、小松隆二編「大逆事件関係主要文献目録」（下段、四～二二頁）、補論（小松隆二・田中惣五郎・大原慧・篠塚嫩・渡辺順三・坂本清馬・坂本昭）等、掲載。労働運動史研究会は1959年3月に結成され、当時の会長は大河内一男、事務局長は塩田庄兵衛、評議員には関東では絲屋寿雄・近藤憲二・隅谷三喜男・帯刀貞代・田中惣五郎・渡辺義通ら、関西方面では岸本英太郎・小山弘健・住谷悦治・渡辺徹らが名を連ねている。

『証拠説明書』には、とくに吉岡金市の論考について、「森近の無罪を証明する一資料である」としている。

## あとがき

「大逆事件五〇年」を期して、坂本清馬と森近栄子を請求人とする「大逆事件再審請求」が出されたのは、1961年1月18日のこと。1965年12月1日、東京高等裁判所（長谷川成二裁判長）は請求棄却の決定をおこなった。さらに請求人と弁護団は、決定にいたる裁判官の「合議」がなされていないことなどを理由に、最高裁判所に対して「特別抗告」をおこなったが、最高裁判所大法廷は、1967年7月5日、この「特別抗告」を棄却し、「大逆事件再審請求」は最終的に「門前払い」を受けた。それから56年が経過した。司法的救済の展望を閉ざされて以後、「大逆事件」に対する関心は市民的救済へと向かい、被告を出した各地を中心にして、名誉回復の市民的復権運動や顕彰運動が展開されてきた。2010年から2011年は、「大逆事件一〇〇年」にあたり各種の出版活動が活発化し、また2011年9月には、全国の顕彰活動をおこなってきた団体を中心にして第一回の「大逆事件サミット」が幸徳

秋水の故郷、高知市四万十市で開催された。コロナ禍での活動自粛があったものの2023年5月には神戸市で第五回の「大逆事件サミット」が開かれている。

他方で、「再審請求」に対しても関心が向けられ、大阪弁護士会所属の金子武嗣弁護士を中心にして、「大逆事件再審検討」の研究会が2011年に明治大学ではじまり、その後は東京と京都を中心にして五〇回あまりの研究会が重ねられてきた。その間、龍谷大学社会科学研究所の指定研究「未公開刑事記録の保存と公開についての総合的研究—四大逆事件関連記録の発見を端緒として」(2019～2021年度、代表・石塚伸一教授)に採択された。そして、研究成果は2021年から『龍谷法学』に連載され、最終的には石塚伸一編『刑事司法記録の保存と閲覧—記録公開の歴史的・学術的・社会的意義』(日本評論社、2023年2月)として刊行された。もちろん、ここでも1961年に提訴された「大逆事件再審請求」での論点が整理され、問題点もあきらかにされている(金子武嗣・橋口直太「大逆事件の二つの裁判—大審院裁判と再審請求裁判」)。そして、予審調書についての新しい分析も試みられ、いわば第二次「大逆事件再審請求」にむけての準備が進行している状況にあるともいえる。

このような「大逆事件一〇〇年」以後の状況を踏まえて、私のここでの作業は、1961年の「大逆事件再審請求」において提出された新証拠を整理しておくことであった。この作業の後に、これらの「証拠」に対する弁護団と検察の主張を検討し、その価値(無罪を証明するにたる「新規性」と「明確性」)について論及し、さらには「再審請求」を棄却した裁判所の判断を批判したいと考えている。本論考は、そのための予備的作業である。

#### 補(1)

新証拠一〇八点についてのリストは、大原慧『幸徳秋水の思想と大逆事件』(青

本書店、1977年6月、二七六～二八二頁）で、「証拠」ならびに「証拠説明書」として紹介されたことがある。ただし、「第88号」が欠落し、全体が一〇七点のリストになっているし、また「第八追加証拠説明書」についての記載もない。『森近運平研究基本文献』（下巻、同朋出版1983年2月、八七〇～八七五頁）には、その点を訂正したリストが掲載されている。新証拠についての「証拠説明書」の表記は、審理の進行をみながらの作成であったこともあって必ずしも統一化されているわけではない。現在では、改めて統一的な表記に直した方がわかりやすいと考えている。そのために、第一号から第四四号までの証拠表記について、「説明書」の表記をタイトルとして掲載し、(1)で現代の表記に直す作業をおこなった。

以下、新証拠として提出された「第四五号」から「第一〇八号」についても、同じ作業が必要とされるが、紙数の関係もあり、ここでは「追加証拠説明書」以下、「第八追加証拠説明書」にいたるまでを、「説明書」に記載されている表記だけを紹介しておきたい。「追加証拠説明書」に(二)を付しているのは、「第一号」から「第四四号」までを掲載している(一)「証拠説明書」に続く番号であることが理由である。

(二)「追加証拠説明書」(第四五号～第五八号、1961年9月11日)

- 第四五号 今村力三郎より坂本清馬宛、昭和29年1月21日付手紙（一は封筒、二は内容）
- 第四六号 今村力三郎「幸徳事件の回顧」（「文化新聞」昭和22年1月20日号掲載）
- 第四七号 PWIより杉村広太郎宛、明治43年6月24日付手紙
- 第四八号 成石勘三郎稿「獄中記」
- 第四九号 坂本清馬より石川三四郎宛、昭和3年7月23日付
- 第五〇号 三次伊平次より吉岡金市宛、昭和36年5月9日付手紙
- 第五一号 倉田賢治「供述書」昭和36年4月11日付
- 第五二号 崎谷一郎「証明書」昭和36年6月7日付
- 第五三号 大塚信男「供述書」昭和36年4月7日付
- 第五四号 山村久一郎「供述書」昭和36年5月21日付
- 第五五号 佐藤一夫「供述書」昭和35年5月11日付
- 第五六号 田口博より吉岡金市宛、昭和36年4月18日付手紙（一は封筒、二は内容）
- 第五七号 「武蔵野ペン」第四号、昭和35年1月30日、武蔵野文学会発行
- 第五八号 神崎清「大逆事件」所収の「ノンフィクション全集15」、昭和36年4月20日、筑摩書房発行

(三)「第二追加証拠説明書」(第五九号～第六五号、1962年7月30日)

- 第五九号の一 (封筒)、二 (内容) 崎久保誓一より神崎にあてた昭和22年11月10日付手紙
- 第六〇号の一 (封筒)、二 (内容) 同上昭和22年12月5日付手紙
- 第六一号の一 (封筒)、二 (内容) 同上昭和23年1月5日付手紙
- 第六二号の一 (封筒)、二 (内容) 同上昭和23年2月27日付手紙
- 第六三号の一 (封筒)、二 (内容) 飛松与次郎の神崎清あての昭和22年11月26日付手紙
- 第六四号の一 (封筒)、二 (内容) 藤井政太郎よりの吉岡金市にあてた昭和36年6月25日付手紙
- 第六五号の一 (封筒)、二 (内容) 今村力三郎より神崎清にあてた昭和22年9月5日付手紙

(四)「第三追加証拠説明書」(第六六号～第八一号、1963年9月9日)

- 第六六号 大原慧稿「元老山県有朋への書簡—『大逆事件』と関連して」東京経  
大学会誌第三九号(昭和38年7月頃発行)所載
- 第六七号 平沼騏一郎稿「祖国への遺言」改造、昭和28年5月号掲載
- 第六八号 奥宮健之より奥宮正治宛、明治44年1月19日付手紙
- 第六九号 奥宮健之より姉上様、妹殿、明治44年1月23日付手紙の写
- 第七〇号 平出修「後に記す」
- 第七一号 坂本ちかより坂本清馬宛手紙
- 第七二号 坂本清馬より石川三四郎宛、昭和4年1月30日付手紙
- 第七三号 坂本清馬から森長英三郎宛、昭和25年6月2日付手紙
- 第七四号 徳永嶺誠より森長英三郎宛、昭和28年7月5日付手紙
- 第七五号 やまと新聞、明治43年6月2日付(1日夕刊)「社会主義者一網に打  
尽されんとす—幸徳秋水捕へらる—大陰謀の露顕」の見出しの記事
- 第七六号 やまと新聞、明治43年6月4日付(3日夕刊)「記事の自由を得た  
り」(社会主義的大陰謀の一露顕)の見出しの記事
- 第七七号 東京日日新聞、明治43年6月4日付「戦慄すべき大陰謀—社会主義  
者の爆発物密造、共謀五名連類二名の捕縛」の見出しの記事
- 第七八号 毎日電報、明治44年1月21日付「逆賊獄中の書柬」の見出しの第二  
面
- 第七九号 時事新報、明治44年1月25日付、死刑執行の記事
- 第八〇号 ジュリスト、昭和32年8月15日号(一三六号)の巻頭言「大逆事件  
について」
- 第八一号 永井億弥から坂本清馬宛、明治43年9月28日付手紙

(五)「第四追加証拠目録及び説明書」(第八二号～第九五号、1964年6月20日)

- 第八二号 「森近運平・堺利彦集」(昭和35年12月・青木書店刊)  
第八三号 「平民新聞論説集」林茂・西田長寿編、岩波文庫(昭和36刊)  
第八四号 「麵麴の略取」クロボトキン著、幸徳秋水訳、岩波文庫復刻版(昭和35)  
第八五号 「山川均自伝」山川菊栄・向坂逸郎編、岩波書店、昭和36年刊  
第八六号 「社会主義者沿革第二」(復刻版上巻中、岡山県の部、二三六-二三八頁)  
第八七号 「通帳」大江村梶草信用組合員山本円次郎のもの  
第八八号 森近運平から中村喜久太宛、明治37年4月2日付スタンプのある手紙  
第八九号 岩波文庫の会「文庫」、1960年4月号中、坂本清馬「『麵麴の略取』刊行者としての思い出」  
第九〇号 増田惣八から竹内善朔宛、明治43年5月12日のスタンプあるはがき  
第九一号 天野日出吉の供述書(昭和39年4月10日付)  
第九二号 大原慧「『大逆事件』の国際的影響(上・下)」[思想]昭和38年9月号および39年1月号  
第九三号 松島栄一より森長英三郎宛、昭和38年5月31日付手紙  
第九四号 「ジュリスト」第二九五号、昭和39年4月1日号の巻頭言「司法権の良心」  
第九五号 神崎清「大逆事件」(筑摩書房グリーン・ベルト・シリーズ)昭和39年

(六)「第五追加証拠目録及び説明書」(1964年9月25日提出)

- 第九六号 大石誠之助から大石猶龍館あて明治41年11月19日付はがき  
第九七号 大石誠之助から大石猶龍館あて明治41年11月24日付はがき  
第九八号 佐藤保太の「供述書」、昭和39年7月14日付  
第九九号 吉岡金市の「証明書」、昭和39年8月7日付  
第一〇〇号 上野経男の「供述書」、昭和39年7月13日付

(七)「第六追加証拠説明書」(1964年12月28日)

- 第一〇一号 橋浦時雄より森長宛、昭和39年12月17日付手紙  
第一〇二号 森近栄子「供述書」、昭和39年12月付  
第一〇三号 森長「百瀬晋と大逆事件」無政府主義運動第五一号付録  
第一〇四号 仲原清「証明書」、昭和39年12月10日付  
第一〇五号 安木尚太「証明書」同日付

(八)「第七追加証拠説明書」(1965年1月29日提出)

- 第一〇六号 田村貞一より森長宛、昭和39年12月28日付手紙

第一〇七号 田村貞一より森長宛、昭和40年1月21日付手紙

(九)「第八追加証拠説明書」(1965年2月8日)

第一〇八号 坂本清馬「身分帖」、高知刑務所より取寄せたるもの

## 補(2)

「大逆事件再審請求」の経過については、『大逆事件の真実をあきらかにする会ニュース(第1号-第48号)』(復刻版、大逆事件の真実をあきらかにする会編、ぱる出版、2010年4月)に収録した「年表」(九七〇~九七四頁)で説明しておいた。ここでは、裁判所に提出された文書を中心にして、その経過をみておきたい。

### (I) 再審請求(東京高等裁判所)関係文書

#### 1961(昭和36)年

- 1 再審請求関係書類(1・18)
  - (一) 再審請求書
  - (二) 証拠目録及び説明書〔第一号~第四四号〕
  - (三) 大審院判決書
  - (四) 文書取寄の申立書
- 2 森長英三郎報告書(4・23)
- 3 〔第一〕追加証拠目録及び説明書〔第四五号~第五八号〕(9・16)

#### 1962(昭和37)年

- 4 第二追加証拠目録及び説明書〔第五九号~第六五号〕・追加分(7・30)
  - (一) 第二追加証拠及び証拠説明書〔第五九号~第六五号〕
  - (二) 追加分〔第五九号ノ二~第六四号ノ二〕

#### 1963(昭和38)年

- 5 衆議院法務委員会記録〔参考人 神崎清・森長英三郎〕(6・6)
- 6 訊問事項集〔弁護団メモ〕(不明)
- 7 期日通知書〔坂本清馬尋問〕(8・23)
- 8 上申書〔森長英三郎〕(8・28)
- 9 審理公開についての要請書〔森長英三郎他〕(8・28)
- 10 第三追加証拠目録及び説明書(第六六号~第八一号)(9・9)
- 11 〔請求人〕坂本清馬尋問調書(9・13、9・14)
  - (一) 第一回訊問調書

(二) 第二回訊問調書

- 12 期日通知書〔荒畑寒村尋問〕(10・2)
- 13 〔証人〕荒畑寒村尋問調書(11・29、11・30)
  - (一) 第一回尋問調書
  - (二) 第二回尋問調書
- 14 森長英三郎主任弁護士より請求人・弁護士への通知書(12・3)
- 15 期日通知書〔田口博・藤井政太郎・森近栄子・山村久一郎尋問〕(12・6)

1964(昭和39)年

- 16 決定書〔田口博・藤井政太郎・森近栄子・山村久一郎尋問〕(1・8)
- 17 森近暉平再審現地調査関係資料(不明)
- 18 (田口博・藤井政太郎・森近栄子・山村久一郎)尋問調書(1・13、1・14)
  - (一) (証人)田口博尋問調書
  - (二) (証人)藤井政太郎訊問調書
  - (三) (請求人)森近栄子尋問調査
  - (四) (証人)山村久一郎尋問調書
- 19 期日通知書〔築比地仲助・百瀬晋〕(3・16)
- 20 (証人)築比地仲助尋問調書(4・2)
- 21 上申書〔百瀬晋尋問延期〕・診断書(4・6)
- 22 決定書〔崎谷一郎尋問〕(4・6)
- 23 期日通知書〔崎谷一郎尋問〕(4・8)
- 24 証人死亡届〔百瀬晋〕(4・20)
- 25 決定書〔百瀬晋尋問取消し〕(4・22)
- 26 決定書〔崎谷一郎尋問、判事の交代〕(5・6)
- 27 (証人)崎谷一郎尋問調書(5・8)
- 28 第四追加証拠目録及び説明書(第八二号～第九五号)(6・20)
- 29 証人申請〔大原慧・神崎清〕(7・6)
- 30 決定書〔神崎清尋問〕(9・9)
- 31 第五追加証拠目録及び説明書(第九六号～第一〇〇号)(9・26)
- 32 (証人)神崎清尋問調書(9・25)
- 33 〔検察官〕証拠提出書〔飛松与次郎書簡〕(11・30)
- 34 書類取寄申請書〔坂本清馬身分帳・今村力三郎ノート・平出修覚書〕(12・2)
- 35 求意見書(12・2)
- 36 上申書〔森近栄子〕(12・25)
- 37 第六追加証拠目録及び説明書(第一〇一号～第一〇五号)(12・28)
- 38 〔検察官〕証拠提出書〔『自由党史』下〕(12・28)
- 39 逆徒回顧録〔飛松与次郎手記〕と題する書類預書(12・28)



40 弁護人の意見書 (12・28)

41 検察官意見書 (12・28)

1965 (昭和40) 年

42 「旧証拠物」説明書 (1・18)

43 期日通知書〔意見陳述〕(1・20)

44 要望書〔大内兵衛、他四名〕(1・20)

45 検察官追加意見書 (1・26)

46 第七追加証拠目録及び説明書 (第一〇六号～第一〇七号) (1・29)

47 決定書〔裁判官の決定〕(1・29)

48 弁護人第二意見書〔検察官の意見に対する反論〕(1・29)

49 審問調書 (要旨) (1・29) (1・29)

50 第八追加証拠目録及び説明書 (第一〇八号) (2・8)

51 森長英三郎の弁護人宛願書 (3・8)

52 『高知新聞』〔昭和40年5月8日〕記事 (5・8)

53 上申書〔決定日時について〕(9・13)

54 東京高等裁判所決定書〔棄却決定〕(12・1)

55 出頭通知書 (12・6)

(Ⅱ) 特別抗告 (最高裁判所) 関係文書

1965 (昭和40) 年

56 特別抗告申立書 (12・14)

57 東京高裁第一刑事部意見書 (12・15)

1966 (昭和41) 年

58 「大逆事件の真実をあきらかにする会」 声明書 (1・24)

59 弁護団声明書 (2・1)

60 特別抗告理由補充書 (2・28)

61 証明書〔合議不存在に付て〕(3・10)

62 申立及び上申書 (3・11)

63 東京地裁裁判長回答書〔上野判事出張の有無に付て〕(3・29)

64 森長英三郎 (酒井享宛) 問合せ状 (4・16)

65 東京高裁事務局長回答書〔裁判官の発令等に付て〕(5・6)

66 最高裁事務総局人事局長回答書〔判事の補職に付て〕(5・6)

67 特別抗告理由第二補充書 (5・18)

68 最高検察庁意見書 (7・26)

- 69 「大逆事件の真実をあきらかにする会」願書（9・5）
- 70 要望書（9・28）

1967（昭和42）年

- 71 最高裁回避許可決定書（2・1）
- 72 長谷川成二判事上申書（2・6）
- 73 最高裁判事上申書〔長谷川判事の補職に付て〕（3・20）
- 74 最高裁判所（大法廷）決定書〔棄却決定〕（7・5）
- 75 「大逆事件の真実をあきらかにする会」声明書（7・7）

以上のリストから「証拠説明書」関係の文書を抜き出せば、次のようになる。これにより、新証拠についての「証拠説明書」提出の時期が確認できよう。

- 1 「証拠目録及び説明書〔第一号～第四四号〕」
- 3 〔第一〕追加証拠目録及び説明書〔第四五号～第五八号〕
- 4 第二追加証拠目録及び説明書〔第五九号～第六五号〕・追加分
- 10 第三追加証拠目録及び説明書（第六六号～第八一号）
- 28 第四追加証拠目録及び説明書（第八二号～第九五号）
- 31 第五追加証拠目録及び説明書（第九六号～第一〇〇号）
- 37 第六追加証拠目録及び説明書（第一〇一号～第一〇五号）
- 46 第七追加証拠目録及び説明書（第一〇六号～第一〇七号）
- 50 第八追加証拠目録及び説明書（第一〇八号）

（やまいずみ・すすむ 名誉教授）